

北上市契約規則の一部を改正する規則

北上市契約規則（平成6年北上市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(見積書の徴収)</p> <p>第18条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容及び見積りに必要な事項を指示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で1人の見積書をもって適正な契約ができると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1件の予定価格が20万円未満の物品の購入、修繕又は<u>工事</u>をするとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第24条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の<u>一部又は全部</u>を免除することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が<u>130万円</u>以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(検査)</p>	<p>(見積書の徴収)</p> <p>第18条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容及び見積りに必要な事項を指示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で1人の見積書をもって適正な契約ができると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1件の予定価格が20万円未満の物品の購入、修繕、<u>工事又は業務委託</u>をするとき。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第24条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の<u>全部又は一部</u>を免除することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が<u>200万円</u>以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(検査)</p>

第30条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、工事又は製造その他についての請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書等、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該契約に係る監督職員又は専門の職員の立ち会いを求めて工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。ただし、1件50万円未満の工事又は製造その他についての請負契約で、必要がないと認めるときは、専門の職員の立ち会いを省略することができる。

2～4 [略]

（検査調書及び検収調書の作成の省略）

第31条 検査員は、前条第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約の場合には、検査調書及び検収調書の作成を省略することができる。

- (1) 1件50万円未満の工事又は製造その他の請負
- (2) 1件50万円未満の物件の購入
- (3) 1件50万円未満の業務委託
- (4) 1件40万円未満の物品の借入れ

2 [略]

（違反行為等の届出）

第38条 契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員が、法第243条の2の8第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたとき又は行為を怠ったことにより市に損害を与えたときは、次の各号に掲げ

第30条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、工事又は製造その他についての請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書等、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該契約に係る監督職員又は専門の職員の立ち会いを求めて工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。ただし、1件200万円未満の工事又は製造その他についての請負契約で、必要がないと認めるときは、専門の職員の立ち会いを省略することができる。

2～4 [略]

（検査調書及び検収調書の作成の省略）

第31条 検査員は、前条第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約の場合には、検査調書及び検収調書の作成を省略することができる。

- (1) 1件200万円未満の工事又は製造その他の請負
- (2) 1件150万円未満の物件の購入
- (3) 1件100万円未満の業務委託
- (4) 1件80万円未満の物品の借入れ

2 [略]

（違反行為等の届出）

第38条 契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員が、法第243条の2の9第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたとき又は行為を怠ったことにより市に損害を与えたときは、次の各号に掲げ

る事項を記載した書面に関係書類を添えて市長に届け出なければならぬ。

(1)～(3) [略]

る事項を記載した書面に関係書類を添えて市長に届け出なければならぬ。

(1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。